

支援事業・制度の概要

分野	⑨まちづくり
活用する場面	Ⅲ「地域づくりの構想・計画づくりや調査をしたい」場面
事業・制度の名称	まちなか再生総合プロデュース事業(補助金)
趣 旨	まちなか再生に取り組む市町に対して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家等に業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、まちなか再生を居住機能・商業機能等総合的な側面から促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与する。
実施主体	市町
支援対象事業	①まちなか再生プロデューサー等の専門家や連携大学との契約に関する費用 ②補助金の交付を受ける市町村が実施するまちなか再生事業への助言
採択要件、補助要件	補助要件 ①市町がまちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー等の専門家や連携大学と契約するもの。 ②事業実施に係る実質的成果を期待できるものであること ③市町とまちなか再生支援専門家もしくは連携大学との連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に実施されるような仕組みを有すること ④市町が継続的なまちなか再生を推進するために行うもの ⑤他の市町の再生モデルとなり得るもの ⑥国等、当財団以外の公益法人から、当業務に係る補助金等を受けないもの 補助対象経費 まちなか再生支援専門家チームの個々の専門家との契約金額の総額
補助率、補助限度額等	助成事業の補助率・補助限度額 補助対象経費の3分の2以内で、1事業当たり700万円を上限
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	採択件数 未定 募集時期 12月から3月まで
最近の実績	平成22年度 なし 平成23年度 なし 平成24年度 なし
県の担当窓口	地域政策課地域づくり支援グループ TEL:089-912-2261 FAX:089-912-2969 E-mail:chiikiseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	財団法人 地域総合整備財団
関係URL	http://www.furusato-zaidan.or.jp/navi_05/